

第1章 業種入替について

1 業種入替とは

業種入替とは、例えば、A・B・C・D・Eの5業種を登録している事業者が「E」を抹消することによって、新たに「F」の入札参加資格審査を受けることができるようにするものです。

例) 埼玉県に5業種を登録している事業者が業種入替を申請する場合

(業種「E」を抹消し、業種「F」を登録する。)

申請前の登録業種		申請後の登録業種
A		A
B		B
C		C
D		D
E	「E」を抹消し、「F」を登録	F

2 申請に関する注意点

登録業種を入れ替える際、入替対象業種を「抹消」します。

その後、新しい業種が登録されるまで、約1か月かかります。

申請前の登録業種		申請後の登録業種
A		A
B		B
C		C
D		D
E	「E」を抹消し、「F」を登録	F

「E」を抹消した後、「F」の登録が有効となるまでの約1か月、「E」と「F」を入札参加要件とする入札に参加できません。